

補論 2

電子商取引

電子商取引については、1998年にWTOにおいて作業計画が策定されて以降議論が続けられているが、第四次産業革命等の技術の進歩や越境ビジネスの拡がりとともに、ルール形成の必要性について認識が特に近年高まってきている。今日では、WTO以外でも、G7、G20、OECD、APEC等、様々な国際的枠組みで電子商取引の議論がされており、また、EPA/FTAにおいても電子商取引に関する規律を設ける動きが主流となっている。

1. 電子商取引に関する主要論点

WTOでは、電子商取引について、新しい取引形態であること、国境を越える取引を伴うことが多いことから、WTO協定との関係について議論が進められている。WTOにおける電子商取引に関する議論において、具体的に検討の対象となっている主な論点は以下のとおりである¹。

(1) デジタルコンテンツのWTO協定上の取り扱い

電子商取引は、財、サービスの流通構造に大きな変革をもたらしてきたが、電子商取引の概念やこの商形態をWTO協定上どう取り扱うかについての決着はついていない。

いわゆるデジタルコンテンツの分類問題は長年議論されてきた。デジタルコンテンツを売買する際、その代価は物の購買料か、サービスの対価か、知的財産権の使用料かという分類いかんにより、適用されるべき規律が異なってくる。また、本質的に同じモノが物理的に流通する場合とネットワーク上で流通する場合とで差別的な取り扱いがある場合は、貿易歪曲効果を生じさせるとの指摘もなされている。

例えば、EUは、デジタルコンテンツの提供はサービスの範疇に含まれ、サービスの提供を規律するGATSが

適用されるべきであり、提供の手段が、例えば放送サービスによる場合と電子商取引による場合とで差を設けるべきではない（技術中立性を保つべき）と主張している。

我が国の立場は、デジタルコンテンツがキャリアメディアに記録されて越境取引される場合にGATTの規律対象になるケースにおいては、同様のデジタルコンテンツが仮にインターネットを通じて配信される場合にも、GATTに適用されるような、最恵国待遇、内国民待遇の原則が適用されることが不可欠であるというものである。米国も同様に、デジタルコンテンツに適用される規律は、GATTかGATSかという狭い議論ではなく、電子商取引の発展という目的に適うことが重要であり、現在与えられている市場アクセスの程度を後退させるような決定を行うべきではないと主張している。このような観点からは、EUの「電子商取引にGATSの規律のみを適用すべき」との主張は、GATSの155分類のサービス分類中、特に映像・放送サービスに係る文化的理由を付した最恵国待遇免除登録及び市場アクセス・内国民待遇に関する留保を、電子商取引に適用することを狙うものではないかとの懸念を有している。デジタルコンテンツの概念についてはなお整理が必要であるが、電子商取引の推進のためには、内国民待遇、最恵国待遇等のWTOの基本原則の適用が最大限確保さ

¹ EPAにおける電子商取引章含めた電子商取引全般のルールについては第III部7章電子商取引の項参照

れるべきである。

(2) 電子送信に対する関税賦課問題

従来、CD-ROM 等の媒体に格納され、モノの形で取引されてきたデジタルコンテンツがオンライン上で取引された場合の課税を考えた場合、これらの取引を徴税機関が捕捉することは物理的に非常に困難であるという問題がある。また、電子送信行為を課税の対象とし、送信量（通信ログ等により算出）に基づき課税しようとしても、デジタルコンテンツそのものの価値と送信量は必ずしも比例しないことから、実際のコンテンツの価値の評価とは無関係に課税されるという問題が生ずる。

このように、電子送信に対する関税賦課には技術的な問題があることに加え、電子商取引の発展のために、自由な取引環境を確保する必要があるとの観点から、インターネット取引に関税を賦課すべきではないとの国際合意を形成すべきとの声が高まってきた。

その結果、1998 年の第 2 回 WTO 閣僚会議において、「グローバルな電子商取引に関する閣僚宣言」が合意

され、その中に、「次期閣僚会議（1999 年）まで電子送信（electronic transmission）に対する関税を賦課しないという現在の慣行を継続する（関税不賦課のモラトリアム）」旨記載された（なお、物品の配送が物理的に行われる場合には、通常取引同様関税賦課の対象となる）。

この関税不賦課のモラトリアムの取り扱いについては、1999 年の第 3 回 WTO 閣僚会議が決裂した結果、合意がない状態が続いていたが、2001 年 11 月のカタール・ドーハでの第 4 回 WTO 閣僚会議において、第 5 回閣僚会議までの延長が宣言された。しかしながら、その後、2003 年 9 月のカンクンでの第 5 回閣僚会議が決裂し、この関税不賦課のモラトリアムは延長されていなかったが、2004 年 7 月末の一般理事会合意により 2005 年末の香港閣僚会議までモラトリアムは延長されることで合意された。その後、第 6 回 WTO 香港閣僚会議（2005 年 12 月）、第 7 回閣僚会議（2009 年 12 月）、第 8 回閣僚会議（2011 年 12 月）、第 9 回閣僚会議（2013 年 12 月）、第 10 回閣僚会議（2015 年 12 月）、第 11 回閣僚会議（2017 年 12 月）においても、次回閣僚会議までのモラトリアムの継続が決定された。

参 考

電子的に配信されたサービスに対する付加価値税（VAT: Value Added Tax）

インターネット等を通じて国外事業者からデジタルコンテンツ等のサービス提供を電子的に受ける場合、当該サービス提供に関する付加価値税（Value Added Tax、以下「VAT」）が課されないとする、国内事業者から同様の電子的サービス提供を受ける場合に VAT が課されることに照らして、国内外の事業者間の競争条件にゆがみが生じることとなる。この点について OECD 租税委員会は、1998 年にオタワ電子商取引会議において、越境取引に関しては消費が行われた国による VAT 課税に服すべき旨の基本的枠組みを発表し、これを踏まえた勧告を 2003 年に公表している。

EU では、理事会指令（2006/112/EC）の下、EU 域外の事業者と EU 域内の消費者との間でデジタルコンテンツの取引が行われる場合、域外事業者は消費者の移住地に従って VAT を価格に上乗せし、登録した国に納

税することとされている。域外事業者は、サービス提供を行う全ての加盟国で VAT 登録を実施し、各国で VAT の申告納税を行うこともできるが、VAT 登録した加盟国 1 か国を通じて各加盟国に納税を行う MOSS（ミニ・ワン・ストップ・ショップ）制度を利用することができる。

日本では、インターネット等を通じたサービスが国内事業者から提供される場合には消費税が課される一方、国外事業者から提供される場合には不課税とされる状況にあったが、2015 年 10 月に施行された消費税法改正により、後者についても日本の消費税が課されることとなった。日本国内の消費者に対してインターネット等を通じたサービス提供を行う国外事業者は、日本の税務署に消費税の申告納税を行うこととされている。

(3) 財政的インプリケーション (Fiscal Implications of E-Commerce)

電子商取引には、生産・消費がなされた場所の把握が困難であり、伝統的な国家の徴税管轄の概念と実態とをどう調和させるかという問題がある。特に開発途

上国からは、電子商取引の発展により、課税面での国家の歳入が減少するのではないかと懸念が表明されている。開発途上国の理解を得るためにも、電子商取引の振興を図ることによって国家経済全体に与えるプラスの効果と、課税面で国家の歳入に与えるマイナスの影響等につき更なる検討が必要である。

2. WTO における検討の経緯

WTO における電子商取引に関する検討の経緯をまとめると以下のとおりである。

(1) 第2回 WTO 閣僚会議における作業計画の決定 (1998年5月)

1998年5月にジュネーブで行われた第2回 WTO 閣僚会議において、「グローバルな電子商取引に関する閣僚宣言」が採択された。本宣言では、電子商取引に関するすべての貿易関連の問題について検討するための作業計画の策定が決定されるとともに、電子送信に対する関税不賦課原則について合意がなされた。

(2) 作業計画の策定と下部機関における検討 (1998年10月～1999年7月)

ジュネーブでの閣僚宣言を踏まえて1998年10月に電子商取引に関する作業計画が策定された。以後、サービス理事会、物品理事会、TRIPS 理事会、貿易と開発委員会の4下部機関における検討が1999年7月まで行われ、その検討結果が一般理事会に報告された。

(3) 電子商取引作業計画の中断と再開 (1999年12月～2000年12月)

1999年12月のシアトル閣僚会議が決裂した後、電子商取引作業計画は事実上休止していた。しかし、技術革新の早い分野における電子商取引関連セクターの自由化、ルール策定を求める声は閣僚会議決裂後も引き続き高く、シアトル閣僚会議から約半年後の2000年

7月の一般理事会において、電子商取引作業計画の再開が決定された。その後、下部機関での検討が進められる中で、電子商取引を巡る WTO 上の諸問題の多くは分野横断的視点からの検討が必要であるとの認識が、日本をはじめ各国の間から生じてきた。そこで、電子商取引が WTO 上の規律に与える様々な影響（モノ、サービス、知的財産等の貿易に対する影響）を幅広く理解するために、電子商取引に関して分野横断的な検討を行うべく作業部会の設置が検討された。

2001年6月に電子商取引特別会合（dedicated discussion on e-commerce）を開催し、専門家による分野横断的課題の集中的な討議を行うことが決定された。

(4) 第4回 WTO ドーハ閣僚会議 (2001年11月)

第4回 WTO 閣僚会議において、第5回閣僚会議までの関税不賦課のモラトリアムについて合意がなされるとともに、電子商取引作業計画を継続し、計画を更に進めるために適切な枠組み（institutional arrangements）を作ることを検討すること、そして第5回閣僚会議に検討の進捗状況につき報告を行う旨が宣言された。

(5) ドーハ閣僚会議以降の動き

ドーハ以降、電子商取引に関する検討は、引き続き一般理事会の下の電子商取引特別会合を中心に行われた。第2回会合（2002年5月）以降も引き続き分類問題について議論がなされたほか、財政的インプリケーションについても議論が行われた。我が国からも開発

に関して IT 協力を紹介するペーパーを提出し、本件に関する積極的貢献を行った。この他、2002 年 4 月に貿易と開発委員会でセミナーが開催されたこともあり、開発途上国の関心が寄せられた。これらの結果、電子商取引推進の重要性について開発途上国の理解を徐々に得るに至った。

また、米国は、電子商取引の更なる発展のためにいくつかの基本的な原則（自由な取引環境の確保、市場アクセスの拡大、関税不賦課モラトリアムの恒久化等）について加盟国間で合意を目指すことを提案し、先進国からは概ね支持が得られた。

2004 年 7 月の WTO 一般理事会では、2003 年 9 月に第 5 回 WTO カンクン閣僚会議で合意される予定であった関税不賦課のモラトリアムについて、第 6 回 WTO 閣僚会議まで延長することが決まった。

(6) 第 6 回 WTO 香港閣僚会議 (2005 年 12 月)

第 6 回 WTO 閣僚会議において、次回閣僚会議までの間、電子送信に対して関税を課さない現在の慣行を維持することが宣言された。また、電子商取引作業計画に基づく検討作業が未だ完了していないことに留意し、開発関連事項及び電子ソフトウェアの貿易上の取扱等に関する議論を再活性化することが合意された。

(7) 第 7 回 WTO ジュネーブ閣僚会議 (2009 年 12 月)

香港閣僚会議以後、WTO の定例閣僚会議が開催されていなかったため、関税不賦課のモラトリアムはその後にも継続されていたが、2009 年の閣僚会議時には、主にキューバが、途上国が電子商取引の恩恵を十分に受けていないと主張、いたずらにモラトリアムを継続することに反対した。一方で、途上国の中にはモラトリアムの恩恵を受けているとし、モラトリアム延長を推進する加盟国も存在したことから、当面は 2011 年に開催される次回閣僚会合までモラトリアムを延長することが合意された。電子商取引作業計画に関しては、作業を精力的に再活性化させること、一般理事会が作業計画の進捗の定期的レビューを行うこと、作業計画は基本的な WTO の原則や電子的に送信されたソフトウェアの貿易上の取り扱いに関する議論を含むこと等が合意された。

(8) 第 8 回 WTO ジュネーブ閣僚会議 (2011 年 12 月)

第 8 回 WTO 閣僚会議において、関税不賦課のモラトリアムを次回閣僚会議まで延長することが合意された。電子商取引作業計画に関しては、インターネットのアクセス性の向上の観点から、開発途上国、とりわけ後発開発途上国に対する特別の配慮をもって作業計画の再活性化を継続させること、零細・中小企業による電子商取引へのアクセスについても調査すること、一般理事会が作業計画の進捗状況を評価し、次回閣僚会議における何らかの勧告について検討するための定期的レビューを行うこと (2012 年 7 月及び 12 月並びに 2013 年 7 月の会議において) 等が合意された。

(9) 第 9 回 WTO バリ閣僚会議 (2013 年 12 月)

第 9 回 WTO 閣僚会議において、関税不賦課のモラトリアムを次回閣僚会議まで延長することが合意された。電子商取引作業計画に関しては、積極的な作業の継続、WTO の基本原則（非差別性、予見可能性及び透明性を含む）の遵守、開発途上国（とりわけ後発開発途上国）や電子商取引への接続が少ない国に対して特別な配慮をしつつ、電子商取引の適用を進展させること、零細・中小企業による電子商取引へのアクセスについての調査の継続、一般理事会が作業計画の進捗状況の定期的レビューを実施すること等が合意された。

(10) 第 10 回 WTO ナイロビ閣僚会議 (2015 年 12 月)

第 10 回 WTO 閣僚会議において、関税不賦課のモラトリアムを次回閣僚会議まで延長することが合意された。電子商取引作業計画の継続と、次回閣僚会議までに、一般理事会が作業計画の進捗状況の定期的レビューを実施することも合意された。

第 10 回 WTO 閣僚会議以降、電子商取引分野は各国の関心を集め、2016 年 7 月の電子商取引特別会合に向け、様々な提案が各国から WTO に提出された。日本からも、WTO における電子商取引の具体的ルール形成に積極的に参画すべく、情報の電子的手段による国境を越える移転の確保、コンピュータ関連設備の設置要求の禁止、ソース・コード開示要求の禁止を議論すべき

論点として盛り込んだ提案をおこなった。しかし、同年 10 月に開催された電子商取引特別会合では、一部加盟国から、電子商取引特別会合で議論をおこなうという手続面へ懸念が表明されたことで内容面には議論が及ばず、以後、電子商取引の議論は停滞した。

(11) 第 11 回 WTO ブエノスアイレス 閣僚会議 (2017 年 12 月)

上記の状況に鑑み、第 11 回 WTO 閣僚会議では、WTO における電子商取引の議論を進展させるため、閣僚間で、分野横断的な議論の実施に合意できるかどうかが大きな争点となり、先進国・途上国を問わず多くの国から、4 下部機関(サービス理事会、物品理事会、TRIPS 理事会、貿易と開発委員会)毎の個別分野に閉じない分野横断的な新たな場の立ち上げもしくは電子商取引特別会合の制度化の提案が行われた。しかし、途上国の一部が既存の議論のあり方を変えることに強く反対し、分野別議論の継続を主張したことから、最終的に

は分野横断的な議論の実施については合意できず、第 10 回 WTO 閣僚会議に続き、一般理事会が作業計画の進捗状況の定期的レビューを実施するとの合意に留まった。また、関税不賦課のモラトリアムを次回閣僚会議まで延長することも、引き続き、合意された。

こうした動きの中で、日本、豪州、シンガポールが、電子商取引の議論を積極的に進めるべきとの立場をとる有志国を集めた電子商取引閣僚会合を主催し、同会合終了後、70 の加盟国と共同声明を发出した。本共同声明には、WTO における電子商取引の議論を進めるという目標を共有すること、電子商取引を円滑化するため、オープンで透明性があり無差別的で予測可能な規制環境を作り上げていくために WTO が担う重要な役割を認識すること、電子商取引の貿易関連側面に関する将来的な WTO 交渉に向けて、2018 年第一四半期から試験的な作業を始めること、全ての WTO 加盟国に対して参加を奨励すること等が盛り込まれ、WTO において「有志国が議論を主導する」という今後の議論の進め方の方向性を示すこととなった。

参 考 情報通信技術 (ICT) サービス通商原則

「米 EU・ICT サービス通商原則」(2011 年 4 月 4 日公表、2011 年 7 月に WTO サービス貿易理事会で共有 (S/C/W/338)) は、米国通商代表部が欧州委員会との間で合意した初めての ICT サービス通商原則である。他の国々との協力の下、ICT ネットワークとサービスの世界的な発展を支援し、サービス・プロバイダが対等な立場で相手国の同業者との競争を可能にすることを目的としている。

「日米 ICT サービス通商原則」(2012 年 1 月 27 日公表) は、「日米経済調和对話」の枠組みにおいて策定された。規制の透明性の確保、ICT サービスにおけ

る貿易の促進に係る考え方を共有し、共同して他国にその内容を働きかけることを目的としている。米 EU に 2 項目が追加され、12 項目から構成されている。

両原則の内容を、比較すると(図表 II - 補 2 - 1 参照)、共通する 10 項目については、ほぼ差異は見当たらないものの、米 EU の前文では、文化多様性の向上に向けた公的基金や助成を原則の例外として明示していることから文化多様性を重視する姿勢が強く反映されている。(ICT サービス通商原則と各国の個人情報保護やプライバシー保護の政策との関係については、2017 年版 545 頁を参照。)

<図表 II-補-2> ICT サービス通商原則の比較

	日米 ICT サービス通商原則	米 EU・ICT サービス通商原則
発表	2012 年 1 月 27 日	2011 年 4 月 4 日
前文	趣旨 米 EU と同内容。	両国間の経済関係や第三国との貿易交渉において本原則の実施を推進する。

	日米 ICT サービス通商原則	米 EU・ICT サービス通商原則
	例外 WTO における政府の権利/義務や GATS の例外規定を妨げない。 知的財産権の保護、医療情報を含むプライバシー保護、個人情報や商業上の情報の機密保護のための政策目的や立法を妨げない。 金融サービスを対象としない。	WTO における政府の権利/義務や GATS の例外規定を妨げない。 知的財産権の保護、プライバシー保護、個人情報や商業上の情報の機密保護、文化多様性の向上（公的基金や支援を含む）のための政策目的や立法を妨げない。 金融サービスを対象としない。
	運用 本原則の実施と利用について議論し適宜改良や拡大をする見地から 1 年ごとに見直し。	本原則の実施と利用について議論し適宜改良や拡大をする見地から半年ごとに見直し。
条文	透明性 米 EU と同内容。（1 条）	法令や政策決定の透明性向上。法令や手続を公表し、パブリックコメントに付する。（1 条）
	越境情報流通 米 EU と同内容。（2 条）	国境を越える自由な情報流通の確保。サービス提供者やその顧客が、国内外を問わず、電子的に情報を伝送し、情報にアクセスできることを確保する。（3 条）
	ネットワークのアクセスと利用 米 EU の内容に加えて、インターネットアクセス提供者は、合法的なネットワークトラフィックを伝送する際に、不当な差別的取扱いをしないよう努める。（3 条）	情報のアクセスやサービスの利用等において、消費者の選択の自由を促進。国際的で技術中立的な基礎に基づくインターネット上で、業者が提供可能なサービスの供給を妨げない。（2 条）
	相互接続 米 EU と同内容。（4 条）	国内の電気通信事業者が、国内で他国の電気通信事業者と相互接続を行うことと、GATS 参照文書に従い、非差別的な料金で主要なサービス提供者と相互接続を行うことを確保。（9 条）
	ネットワーク構成要素の細分化 政府は、細分化（アンバンドル）されたネットワーク構成要素を合理的で透明な条件と料金で提供することについて、主要なサービス提供者に対し要求する権限を有する。（5 条）	条文なし。
	現地の基盤、拠点 米 EU とほぼ同内容。（6 条）	ICT サービス業者（クラウドサービス事業者等）に、データセンター等の基盤や子会社等の拠点を国内に設置することを義務付けない。（4 条）
	外国所有 米 EU と同内容。（7 条）	ICT サービス分野に外国資本は制限なく参加できる。（5 条）

日米 ICT サービス通商原則		米 EU・ICT サービス通商原則
電波のスペクトルの利用	米 EU とほぼ同内容（8 条）	効果的かつ効率的な電波監理により、電波の利用可能性及び利用の最大化を図る。オークションを含む公平で市場志向的な手法で商業目的の帯域割当を行う。（6 条）
デジタル・プロダクト	デジタル・プロダクトについて、制作された場所や著作者の国籍に基づいた差別的取扱いをしない。（9 条）	条文なし。
規制当局	米 EU と同内容。（10 条）	全てのサービス提供者から独立した規制当局を設け、決定及び手続を公平に行う。（7 条）
許可と免許	米 EU と同内容。（11 条）	電気通信サービスの許可及び免許は簡単な申請で交布されるものとし、サービス提供の条件に法人の設立を求めない。免許数制限は周波数割当等の特定の規制課題目的に限る。（8 条）
協力	米 EU と同内容。（12 条）	デジタル・リテラシーの世界的な向上と、デジタル・ディバイド縮減のため協力する。（10 条）

コラム

データローカライゼーションを巡る各国規制

1. 規制の背景

近年、各種経済連携協定や自由貿易協定、さまざまな国際的なフォーラムで、グローバルな経済発展を促進するため、国境を越える情報の自由な流通の原則が確認されている²。他方で、個人の人権保護、自国の産業保護、又は国家安全保障の観点などの理由から個人情報や国家にとって重要なデータを国家・領域内に留める（「ローカライズ」する）ための規制を導入している国もある。本コラムでは、代表例として、EU、中国、ベトナム、インドネシア及びロシアを取り上げ、各国のデータローカライゼーションに係る業種横断的な一般的データ規制を比較し、概観する。なお、本コラムでは取り上げないが、この他にも、業種規制でデータローカライゼーションのための規律がなされている例があり、注意を要する。

2. 各国規制の比較

上記のとおり、本コラムでは、データ保護の観点から一定の規制を置く国の代表例として、EU の個人情報の取扱いに係る自然人の保護及び個人情報の自由な移転に関する欧州議会及び理事会規則（一般データ保護規則）（以下「GDPR」）³、中国のサイバーセキュリティ法、ベトナムのサイバーセキュリティ法案⁴、インドネシアの電子システムにおけるプライベートデータデータ保護に関するインドネシア共和国情報通信大臣令 2016 年第 20 号（以下「プライベートデータ保護規則」）、ロシアのロシア連邦個人情報保護法を比較し、どのような目的で、どのような保護のための規制がかけられているかを概観する。比較の観点として、データ保護のための規制のうち、①元々領域内に存在するデータの領域外への移転（域外移転）を制限する規制、及び、②領域内で事業を運営するにあたり必要なデータの当該領域内での保存（データの国内保存義務）を義務付

² 電子商取引に関するルール形成の概要については、2017 年版不正貿易報告書、53 頁、「コラム 電子商取引ルールの新たな流れ」参照

³ 2018 年 5 月 25 日施行予定

⁴ 2018 年 6 月採択予定。本コラムでは草案第 14 版を参照した。

ける規制、の 2 種類の規制に着目する。

上記の各国規制において、データの域外移転の制限、データの国内保存義務が課されているか、課されている場合、どのような規制となっているか、以下で整理する。

(1) データの域外移転制限規制

EU、中国⁵、ベトナム⁶、インドネシア⁷及びロシア⁸のいずれの国も、個人情報等の域外移転を制限している。各国の規制では次のような差異が見られ、中国のサイバーセキュリティ法、さらに同法に類似する法案が策定されているベトナムでは、サイバーセキュリティの観点からより広範な対象に規制をかけているといえる。

ア 基本的な規制内容

EU の GDPR は、EU 域内での個人情報の移転の自由を保障する⁹一方、域外移転については規制がある¹⁰。もっとも、EU による規制の趣旨は、第三国における個人情報保護をはかることにあり、域外移転について、当該第三国における個人情報の保護のレベルなど、一定の要件を充足した場合には移転できるとされている。

中国のサイバーセキュリティ法は、国家の安全の保障等を目的とし、以下のとおり、個人情報に加えて、国家安全、経済発展及び社会の公共利益に緊密に関係するデータを重要データとして保護している¹¹。同法では、越境移転に際し、安全評価を義務付ける等、国外の第三者に対する個人情報及び重要データの提供を制限しているといえる。ベトナムのサイバーセキュリティ法も同様の法構成をとっており、これらの法は、域外移転規制を定めていると解釈できる。

イ 対象情報の範囲

EU、インドネシア及びロシアは、規制対象を個人情報に限定している。

これに対し、中国は、個人情報のみならず、「重要データ」も規制の対象としている。中国が規制対象とする「重要データ」は、国家安全、経済発展及び社会

公共利益に緊密な関係を有するデータと定義されている¹²。具体的には、データ越境流通安全評価ガイドライン案の付属文書 A において、「石油・天然ガス」、「通信」等の合計 27 分野ごとに、重要データが例示されているが、郵便企業の伝票データや大口食料加工品のサンプリング検査情報も含むなど広範な対象が定められている。さらに、当該 27 分野は重要データの関連範囲の一部であり、その他の重要データも対象となりうるというバスケットクローズがあり、重要データの範囲は、上記 27 分野に限られないことから、その運用は不透明になりかねないとの懸念がある。

また、ベトナムのサイバーセキュリティ法案は、「個人情報及び重要データ」が対象となっている。中国同様、個人情報及び広範なデータが「重要データ」として規制対象となりうることから、留意が必要である。

ウ 規制を受ける者

EU、インドネシア及びロシアについては、個人情報の管理者が規制を受けるとされている。

これに対し、中国では、国家安全の観点から広く規制されている。中国のサイバーセキュリティ法では、個人情報の管理者に加え、電信、金融、医療等の重要情報インフラの運営者が、さらには、個人情報及び重要データの越境安全評価弁法案では、ネットワーク運営者も規制を受ける対象に加えられているが、ネットワーク運営者の定義、範囲も明確になっておらず、どのような事業者を指すのが曖昧である点についても懸念がある。

ベトナムのサイバーセキュリティ法案でも、個人情報の管理者及びサイバー空間の管理・提供・使用者も規制対象となっているところ、その範囲の透明性が担保されるか留意を要する。

エ その他の規制内容

データ域外移転が認められる主な事由としては、①本人の同意が要求される場合及び②安全管理措置が要求される場合がある。後者（安全管理措置の要求）に

⁵ サイバーセキュリティ法 37 条

⁶ サイバーセキュリティ法案（第 14 版）48 条 4 項

⁷ プライベートデータ保護規則 22 条

⁸ ロシア連邦個人情報保護法 12 条

⁹ GDPR1 条 3 項

¹⁰ GDPR44 条

¹¹ サイバーセキュリティ法 1 条

¹² 個人情報及び重要データの越境安全評価弁法案 18 条。このほか、国家標準・データ越境流通安全評価ガイドライン案（2017 年 8 月 25 日付け意見募集稿）3.5 条も参照。

は、移転先の法制度に着目するものと、移転先となる事業者の属性等に着目するものがある。また、上記例外事由を満たすことに加え、ロシアの当局に対する域外移転の予定等についての事前通知義務、インドネシアの当局への報告義務などを要求する場合もある。また、中国のサイバーセキュリティ法では、ネットワーク運営者は、越境移転の通知・報告に限定せず、公安機関、国のセキュリティ機関が行う、国の安全保障・犯罪捜査活動のために技術的な支援、協力を行う義務が定められている。

(2) データの国内保存義務規制

中国¹³、ベトナム¹⁴、インドネシア¹⁵及びロシア¹⁶がデータの国内保存義務に関する条項を規定しているが、EUは、かかる規定は置いていない。データの国内保存義務規定により、外国企業からのサービスの提供に対し、国内企業より不利な待遇を与える場合には、内国民待遇義務違反となる可能性がある。また、電子商取引のルール形成において、日本は、原則として情報の自由な流通を確保することを重視し、WTOの基本原則である無差別待遇の確保を主張してきている。データの国内保存義務規制についても、過度なローカライゼーション要求がなされることのないよう注視していく必要がある。

ア 対象とする情報の範囲

ロシアは、データの域外移転制限と同様、個人情報のみを対象としているのに対し、中国、インドネシア及びベトナムについては、個人情報に加え、国家にとって重要な一定のデータを対象とした国内保存義務を規定している。

イ 規制を受ける者

ロシアは、個人情報の管理者が被規制主体となるのに対し、中国、インドネシア及びベトナムは、重要データを管理しているシステム提供者が被規制主体となっている。ただし、その範囲は、「重要情報インフラの運用者」（中国）、「サイバー空間の管理者等」（ベトナム）、「公共サービスのための電子システム提供者」（インドネシア）と、各国の規定により異なっ

おり、その定義は必ずしも明確ではない。

ウ その他規制内容

中国、インドネシア及びロシアでは、国内外の事業者の区別なくデータの国内保存義務を課している。これに対し、ベトナムのサイバーセキュリティ法案では、当該義務を外国企業にのみ課しており、法案が最終的にどのような内容になるか、留意が必要である。

¹³ サイバーセキュリティ法 37 条

¹⁴ サイバーセキュリティ法 34 条 4 項、48 条 4 項、51 条 2 項 c

¹⁵ 電子システム及び取引の運営に関するインドネシア共和国政令 2012 年第 82 号 17 条 2 項

¹⁶ ロシア連邦個人情報保護法 18 条 5 項